

平成 22 年 4 月 25 日

厚 生 労 働 省

## 放射線業務従事者の線量限度について

福島第一原発における原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施するため、福島第一原発における緊急作業に従事する労働者の被ばく線量の限度については 100mSv から 250mSv へと引き上げた。

厚生労働省としては、緊急作業に従事した者のその後の他の放射線業務への従事による線量の限度については、これまで、当該緊急作業に従事した期間を含む 1 年間及び 5 年間における被ばく線量をそれぞれ 50mSv, 100mSv をできる限り超えないようすべきであるとの指導を行ってきたところである。

しかしながら、経済産業省からの情報によれば、

- ① 現在の福島第一原発での作業の状況を鑑みると、当該緊急作業における被ばく線量が極めて高くなることが見込まれること、
  - ② 今後 50mSv を超える者が約 1,600 名と試算される中で、当該 50mSv を超えた者も放射線業務に従事してもらわなければ他の原発の安全性の確保が困難となること、から、
- 今回の緊急作業における被ばく線量が 100mSv 未満の者については、通常作業を含めて 5 年間で 100mSv を超えないよう指導し、
- 今回の緊急作業において 100mSv を超えた者については、当該 5 年間の残りの期間については、被ばくする作業に就かせないよう指導することとする。

なお、通常業務において 1 年間につき 50mSv を超えた場合には電離放射線障害防止規則第 4 条違反となることについては何ら変更はない。

ただし、以下の点について、留意いただきたい。

- I.C.R.P の 2007 年勧告では、「100mSv よりも高い線量では、確定的影響の可能性の増加とがんの有意なリスクがある」とされていることから、今回の緊急作業において 100mSv を超えた者については、当該 5 年間の残りの期間については、被ばくする作業に就かせないよう指導するとの取扱いについては、今後とも変更しないこと。
- 当該 100mSv を超えた者については、配置転換等により、雇用、所得を補償するよう原子力安全・保安院としても東京電力及び協力会社に指導すること。
- 今回の緩和措置の範囲内において緊急作業が終了するよう、できる限り被ばく線量が少なくなるような作業管理をするよう原子力安全・保安院としても東京電力及び協力会社を指導すること。